

## 公表基準等の解説

# 修正国際基準公開草案第3号「修正国際基準（国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準）」の改正案の公表

ASBJ 専門研究員 はしもと ひろふみ  
橋本 浩史

### 1. はじめに

企業会計基準委員会（ASBJ）は、2016年12月6日に修正国際基準公開草案第3号「修正国際基準（国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準）」の改正案（以下「2016年12月改正ED」という。）を公表し、2017年2月6日までコメントを募集した。

本稿では、2016年12月改正EDの公表の経緯、概要等を紹介する。なお、本稿における意見に関わる部分については、筆者の私見であることをあらかじめお断りする。

### 2. 公表の経緯

ASBJでは、企業会計審議会が公表した「国際会計基準（IFRS）への対応のあり方に関する当面の方針」（2013年6月）の記載に基づき、国際会計基準審議会（IASB）により公表された会計基準及び解釈指針（以下、会計基準及び解釈指針を合わせて「会計基準等」という。）に関するエンドースメント手続（エンドースメント手続の概要については、「5. エンドースメント手続の概要」を参照）を実施し、「修正国際基準（国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準）」（以

下「修正国際基準」という。）を公表している。

現時点で、2013年12月31日までにIASBにより公表された会計基準等についてエンドースメント手続を実施した修正国際基準を公表しているが、2016年12月改正EDでは、2014年1月1日から2016年9月末までにIASBにより公表された新規の又は改正された会計基準等のうち2017年12月末までに発効するものを対象としてエンドースメント手続を実施し、修正国際基準の改正を提案している。

### 3. 修正国際基準の概要

修正国際基準は以下から構成されている。

- ① 「修正国際基準の適用」
- ② ASBJが採択したIASBにより公表された会計基準等
- ③ 「企業会計基準委員会による修正会計基準」
  - ①の「修正国際基準の適用」は、修正国際基準に準拠した連結財務諸表を作成する場合に準拠すべき規定を定めている。「修正国際基準の適用」の別紙1では、ASBJが採択したIASBにより公表された会計基準等のリストを示しており（上記②）、その一部（対象となる会計基準等は「修正国際基準の適用」の別紙2に示されている。）を「企業会計基準委員会による修正会計基準」（上記③）により「削除又は修正」して採択をしている。

## 4. エンドースメント手続の対象

前述のとおり、2014年1月1日から2016年9月末までにIASBにより公表された新規の又は改正された会計基準等のうち2017年12月末までに発効するものを2016年12月改正EDに関するエンドースメント手続の対象としており、具体的には次のとおりである。

- (1) IFRS 第14号「規制繰延勘定」(2014年1月公表)
- (2) 「共同支配事業に対する持分の取得の会計処理」(IFRS 第11号の修正)(2014年5月公表)
- (3) 「許容可能な減価償却及び償却の方法の明確化」(IAS 第16号及びIAS 第38号の修正)(2014年5月公表)
- (4) 「農業：果実生成型植物」(IAS 第16号及びIAS 第41号の修正)(2014年6月公表)
- (5) 「個別財務諸表における持分法」(IAS 第27号の修正)(2014年8月公表)
- (6) 「IFRSの年次改善2012-2014年サイクル」(2014年9月公表)
- (7) 「開示に関する取組み」(IAS 第1号の修正)(2014年12月公表)
- (8) 「投資企業：連結の例外の適用」(IFRS 第10号、IFRS 第12号及びIAS 第28号の修正)(2014年12月公表)
- (9) 「未実現損失に係る繰延税金資産の認識」(IAS 第12号の修正)(2016年1月公表)
- (10) 「開示に関する取組み」(IAS 第7号の修正)(2016年1月公表)

## 5. エンドースメント手続の概要

エンドースメント手続はIASBにより公表された会計基準等について、我が国で受け入れ可

能か否かを判断したうえで、必要に応じて、一部の会計基準等について「削除又は修正」し、金融庁において指定する仕組みである。

今回のエンドースメント手続を実施するにあたっては、これまでのエンドースメント手続と同様に、次の点を勘案することとした。

- ▶会計基準に係る基本的な考え方
- ▶実務上の困難さ（作成コストが便益に見合わない等）
- ▶周辺制度との関連（各種業規制などに関連して適用が困難又は多大なコストを要することがないか）

また、エンドースメント手続を行ううえで、これまでのエンドースメント手続と同様に、「削除又は修正」を必要最小限とすること、すなわち、可能な限り受け入れることとしたうえで、十分な検討を尽くし、我が国における会計基準に係る基本的な考え方及び実務上の困難さの観点からお受け入れ難いとの結論に達したもののみを「削除又は修正」することとした。なお、当該方針により手続を行う理由は、次のとおりである。

- ▶IFRSは所定のデュー・プロセスを経て開発及び公表されたものであり、また、ASBJ及び我が国の市場関係者も関与して開発されていること
- ▶多くの「削除又は修正」が行われた場合、市場関係者に修正国際基準がIFRSから派生したもものとして受け止められない可能性があること
- ▶各国又は地域におけるエンドースメント手続の状況をみると、IASBにより公表された会計基準等について、「削除又は修正」を行っている国又は地域は限られており、「削除又は修正」を行っている場合においても、必要最小限にとどめていること
- ▶IASBにより公表された会計基準等との比較可能性に配慮すること

▶ 少数の項目に絞ることによって、我が国の考え方をより強く表明することができると思われること

## 6. エンドースメント手続における検討

ASBJにおけるエンドースメント手続では、既にエンドースメントされた会計基準等や対応する日本基準での取扱いとの比較を行い、前述の「5. エンドースメント手続の概要」に記載した判断基準である3つの観点、すなわち「会計基準に係る基本的な考え方」「実務上の困難さ」「周辺制度との関連」の観点から「削除又は修正」に関する追加検討の要否について検討を行っている。

検討の結果、「4. エンドースメント手続の対象」に示した会計基準等は、主に当面の暫定措置を定めるものや要求事項の明確化を行うものであり、前述の観点から、「削除又は修正」の要否について追加の検討が必要な項目がないと判断され、「削除又は修正」を提案すべき項目はないとの結論に至った。このため、2016年12月改正EDでは、ASBJが採択したIASBにより公表された会計基準等のリストを示す「修正国際基準の適用」の別紙1の改正が主な提案となっている。

## 7. 適用時期

2016年12月改正EDは、企業が修正国際基準に準拠した連結財務諸表を作成する場合、改正後の「修正国際基準の適用」を公表日以後開始する連結会計年度から適用することを提案している。また、エンドースメント手続の対象とした会計基準等の適用を適時に可能とすることを目的として、「修正国際基準の適用」を、公表日を含む連結会計年度から適用できることも提案しており、その場合、四半期連結財務諸表については、翌連結会計年度の四半期連結財務諸表からの適用とすることを提案している。

## 8. 2014年以後にIASBにより公表された会計基準等に関するエンドースメント手続の当面の進め方

ASBJでは、2016年12月改正EDの対象である会計基準等のエンドースメント手続を進め、これに続いて、2018年1月1日以後に発効する次の会計基準等について、記載順に個々にエンドースメント手続を実施し、公開草案を公表することとしている。

- (1) IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」（これに関連する「IFRS第15号の発効日」（2015年9月公表）、「IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」の明確化」（2016年4月公表）を含む。）
- (2) IFRS第9号「金融商品」（2014年）
- (3) IFRS第16号「リース」